

浅麓環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成27年2月20日

条例第1号

改正 平成27年8月20日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- ①事務用機器、業務用機器その他の物品の賃貸借に関する契約
- ②ソフトウェアの賃貸借に関する契約
- ③前2号に係る保守に関する契約
- ④庁用自動車の賃貸借に関する契約
- ⑤施設、設備等の維持及び管理に関する契約

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年8月20日条例第3号）

この条例は、平成27年9月1日から施行する。